

山梨県公報

第千二百四十五号

平成十三年

十一月二十二日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(二件)……………六一五

県営土地改良事業計画書の写しの縦覧……………六一五

公告

大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出……………六一六

開発行為に関する工事の完了について……………六一六

教育委員会

博物館法による博物館としての登録……………六一六

公安委員会

遊技機の型式の検定……………六一七

告示

山梨県告示第五百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十三年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年十一月二十二日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
都留市朝日曾雌字日向開戸五六四番の一地先から 都留市朝日曾雌字大柵原六六一番の一地先	旧	新	一〇・二 四五・〇	五七四・〇

まで	都留市朝日曾雌字大柵原六三三番の五地先から 都留市朝日曾雌字大柵原六四〇番の一地先まで	新	一一・三 二六・五	六〇〇・五
新	都留市朝日曾雌字日向開戸五六四番の一地先から 都留市朝日曾雌字大柵原六六一番の一地先まで	新	八・一 四五・三	五七四・〇

山梨県告示第五百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十三年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年十一月二十二日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沢千野線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
塩山市大字竹森字橋爪二八二番の一地先から 塩山市大字竹森字橋爪五四八番の一地先まで	新	旧	六・五 五〇・〇	三六・九
		新	六・五 五〇・〇	三六・九

山梨県告示第五百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(芦垣地区農地防災事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成十三年十一月二十二日

- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十三年十一月二十六日から平成十三年十二月二十一日まで
- 三 縦覧場所
上野原町役場
- 四 異議申立期間
平成十三年十二月二十二日から平成十四年一月五日まで

公 告

大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年三月二十二日まで縦覧に供する。

平成十三年十一月二十二日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
山梨県知事 天 野 建

氏 名 又 は 名 称	住 所
仲澤 巖	甲府市貢川本町四番五号
有限会社朗月堂 代表取締役 須藤泰孝	甲府市貢川本町十三番六号
株式会社山本 代表取締役 山本勉	中巨摩郡竜王町竜王一三七〇番地一
有限会社サンライト小林 代表取締役 小林東光	甲府市貢川本町四番八号

- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 朗月堂本店
(二)(一) 所在地 甲府市貢川本町十三番六号
 - 2 変更しようとする事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	千三百五平方メートル	千四百六十三・四六平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	二五二台	二四四台
荷さばき施設の位置及び面積	三三平方メートル	四二・三〇平方メートル
駐車場の出入口の位置	届出の建物配置図 のとお	届出の建物配置図 のとお

- 3 変更する年月日
平成十四年七月一日
- 届出年月日
平成十三年十月三十一日

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年十一月二十二日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 天 野 建

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡田富町東花輪二千百八十五番地三 株式会社 クリーンベスト 代表取締役 河野利夫

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第二号
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次の施設を博物館として平成十三年十月二十四日次のとおり登録した。

平成十三年十一月二十二日

一 施設名
山梨県教育委員会
委員長 数 野 強

- 二 須玉美術館
- 所在地 山梨県北巨摩郡須玉町若神子四四九五 一八
- 設置者 宗教法人「救いの光教団」

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十一月二十一日までとする。

平成十三年十一月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式名	製造者又は輸入者名	検定番号
株式会社バルテック 代表取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区東天満二丁目一番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	パワージ ヤンプ	株式会社バルテック	一四〇四一七
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	アグレート アマゾン	株式会社ネット	一四〇四二五
タイヨーエレック株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市中区見寄町一二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	CR太陽 の季節	タイヨーエレック株式会社	一〇〇四三四

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	パトルヒ パトルヒ 説EX	株式会社 大一商会	一〇〇四四二
株式会社大一商会 代表取締役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	CRパト ルヒ 伝説Z	株式会社 大一商会	一〇〇四六二
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	レイン ボ シユラ ツ	高砂電 器産業 株式 会社	一四〇四四八
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	レイン ボ シユラ ツ	高砂電 器産業 株式 会社	一四〇四四九
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	CR事 件 ですS	株式 会社 ソフィ ア	一〇〇四七八
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	ジャン パン 21	株式 会社 ソフィ ア	一〇〇四四一
株式会社三共 代表取締役	ぱちんこ遊技機 規則第六条第二号イ(別表第二)	CRフ ィ	株式 会社	一〇〇四八一

毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	株式会社ダイドー 代表取締役 役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号	株式会社ダイドー 代表取締役 役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号
機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動 役物	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動 役物	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動 役物
P つ ちん Gは	X キ らく り ズ D	フ ラ ッ ス ク
三 共	株 式 会 社 ダイ ドー	株 式 会 社 ダイ ドー
一 〇 〇 四 五 五	一 〇 〇 四 五 五	一 四 〇 四 五 九